

○医療機関及び福祉事業機関の指定について

(第4次改正・一部)

〔昭和47年8月1日地基補第337号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正 昭和48年12月28日地基企第619号

第2次改正 昭和52年9月12日地基企第59号

第3次改正 平成6年3月28日地基企第14号

第4次改正 平成7年8月1日地基企第45号

第5次改正 平成16年3月31日地基企第28号

第6次改正 平成30年4月1日地基企第21号

地方公務員災害補償基金業務規程第6条及び第26条の規定に基づいて、財団法人自警会東京警察病院との間に、別添契約書写のとおり契約を締結し、同病院を当基金の医療機関及び福祉事業機関として指定したので、貴支部管下職員に対し、周知させるとともに、下記事項に留意のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。(第1次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部)

記

1 療養補償を東京警察病院(以下「病院」という。)において行う場合には、原則として、被災職員に補償の請求書の請求等の様式に関する規程(以下「規程」という。)に定める療養の給付請求書(別紙様式第5号)を病院を経由して、支部に提出させるものとする。

なお、被災職員が当該請求書を病院に提出する場合には、原則として、規程に定める公務災害認定通知書(別紙様式第3号)又は通勤災害認定通知書(別紙様式第4号)の写等、当該災害が公務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。)又は通勤により生じたものであることを証明することのできる書類を添付させるものとする。(第1次改正・一部、第2次改正・一部、第5次改正・一部、第6次改正・一部)

2 前項の療養の給付請求書を病院から支部へ送付する場合の送付料について病院から請求があつた場合は、支部経費から支出して差支えないこと。

3 福祉事業の実施を病院において行う場合には、被災職員に対し、地方公務員災害補償基金業務規程第32条の2に規定する承認の通知を行う際あわせて福祉事業実施依頼書(別紙)を発行して、これを病院に提出させるものとする。(第4次改正・一部)

4 3による依頼書を発行する場合には、病院に収容余力があること等をあらかじめ確認すること。

5 病院の当該診療科が満療のため本件契約に基づく療養又は福祉事業の実施が不可能な場合には、病院長が地方公務員災害補償基金東京都支部長を通じて地方公務員災害補償基金理事長と協議することとなるので、承知されたいこと。(第4次改正・一部)

別添契約書一省略

平成 年 月 日

東京警察病院長 殿
 地方公務員災害補償基金
 支部長 ㊟
 福祉事業実施依頼書

この依頼書を持参した者に福祉事業の実施をお願いします。
 なお、この依頼書を持参した者に関する事実は、下記のとおりですの
 で、お知らせします。

記

	依頼書発行番号
--	---------

依頼事項の種類			
ふりがな 氏名		認定番号	
生年月日	明大昭 年 月 日	所属団体名	
		所属部局名	
現住所		職名	
傷病名			
負傷又は発病の 年 月 日	年 月 日	治ゆ年月日	年 月 日
災害発生の状況			
現症			
その他			

- (注) 1 この依頼書を発行する場合には、不要な箇所を抹消のうえ使用する
 こと。
 2 「依頼事項の種類」の欄には、たとえば外科後処置の実施、補
 装具の支給、リハビリテーションの実施、アフターケアの実施等
 と記入すること。